

小規模事業者 持続化補助金

ホームページや
販促チラシを
作りたい！

展示会や
商談会に出て
販路を開拓
したい！

店舗の改装や
看板を新調して
イメージを
変えたい！

新商品の
開発が
したい！

ネット
ショップを
開設したい！

そんな小規模事業者の皆さまにぜひ活用していただきたい補助金です！

広告宣伝・出展・店舗改装・機械導入など、小規模事業者の様々な取り組みを、
経営計画を策定し販路開拓等への取り組みを支援します。

◆補助額：上限50万円

※採択後の費用が補助対象です。

◆補助率：2/3

◆補助対象：店舗の改装、チラシ作成、広告掲載など

◆今後のスケジュール

応募締切：令和3年10月1日（金）※第6回締切

第6回締切以降も申請受付を継続し、令和3年度内には、令和4年2月（第7回）に締め切りを設けています。（予定は変更する場合があります。）

補助金の内容や申請をご検討している方はお気軽に商工会までお問い合わせください。

中小法人・個人事業者のための

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者に対し、支援金制度（国の制度）が始まりました。要件を満たせば、「業種を問わず給付」となるものです。申請希望の方は、商工会までご相談ください。

【給付額】中小法人等 上限20万円/月、個人事業者等 上限10万円/月

【対象】①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」または「外出自粛等の影響」を受けていること。
②2019年または2020年の同じ月と比べて売上が50%以上減少していること。

【申請期間】4月分/5月分：2021年6月16日～8月15日

6月分：2021年7月1日～8月31日

【申請方法】オンライン申請（スマホ可）

【申請流れ】①月次支援金 HP で申請 ID を発行 ②必要書類を準備 ③登録確認期間で登録番号を発行 ④月次支援金 HP で必要事項入力やデータを添付し申請

【URL】<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>



※必要書類等、詳細については、矢巾町商工会または相談窓口（0120-211-240）までご相談ください。